

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別記のと
おり制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

国家公務員に準じて、職員の育児休業等の取得要件の緩和等を行
うため。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（
令和４年伊丹市条例第　　号）

職員の育児休業等に関する条例（平成４年伊丹市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「又は」を「または」に改め、同条第４号ア(ｱ)を削り、同号ア(ｲ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(ｲ)を(ｱ)とし、(｡)を(ｲ)とする。

第１０条第１号中「又は」を「または」に改める。

第１９条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の２条を加える。

（妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等）
第２３条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２ 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第２４条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。